

## ◆軽自動車税の登録 (四輪バギー)について

軽自動車の課税客体は、道路運送車両法の規定により、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車及び二輪の小型自動車と分類し(地方税法第442条)、本町の条例に基づき課税しています。

そこで、四輪バギーについては(排気量も各種様々あります)、排気量が50cc以下のもので、ミニカー(原動機付自転車)登録となり標識を交付いたします。(50ccを超えるものについては町で標識交付はできません。)また、ミニカー登録車両については公道での走行が可能です。

○問い合わせ先

☎53-1111

本庁税務課町民係

(内線2112)

鶴田総合支所税務係

(内線4214)

薩摩総合支所税務係

(内線6114)

## ◆償却資産の申告について

固定資産税は、土地・家屋のほか町内に所有している償却資産(事業用資産)についても課税の対象になります。

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を1月31日までに申告してください。

○問い合わせ先

税務課資産税係

☎53-1111内線2115

## ◆町有展示圃の売り払い について

さつま町では、町が所有している畑(梅園)と田の売り払いをします。

売払地は6筆で、価格は29万5千円から46万1千円で、原則一括払いですが、分割払いも可能です。梅園は収穫可能で、田は今年まで水稲作付けを行いました。いずれも代金支払終了後に契約者に譲渡します。

貸付地は梅園1筆で、賃賃価格は10アールあたり1万円です。

○問い合わせ先

薩摩総合支所経済課農政係

☎53-1111内線6132

## ◆新春泳ぎ初め

毎年恒例の54回目を迎える新春泳ぎ初めが行われます。

○日時 1月1日(月)

午前11時30分

○場所 川内川宮都大橋上流

※詳しくは、左記へお問い合わせください。

○問い合わせ先

宮之城総合体育館

☎52-1888

## ◆平成18年4月から巡回 交通事故相談が変わっ ています

○交通事故相談所川内支所は廃止され、北薩・川薩地域においては、月2回(原則第2・第4木曜日、午前10時から午後3時)の巡回相談を県川内合同庁舎にて行っていますのでご利用ください。

○巡回相談を受けるには予約が必要です。直接、交通事故相談所(代表☎099-286-2111内線2526又は直通☎099-286-2526)へ、相談日の前々日までに申込みをしてください。

## ◆平成19年度検察審査員 候補者の選定について

検察官の行った不起訴処分  
の善し悪しを審査する検察審査員の候補者は、法により選挙管理委員会が選挙人名簿から無作為にくじで選定します。

選定された方には、選挙管理委員会から候補者になったことを通知いたしますが、候補者のうちから平成19年1月、4月、7月、10月に審査員及び補充員(1群々4群)を川

内検察審査会でくじで選定します。

任期は半年間で、月に1回程度の会議があり、旅費や日当が支給されます。

詳しくは、川内検察審査会(鹿児島地方裁判所川内支部内)

電話0996-22-2154

又はさつま町選挙管理委員会まで。

☎53-1111

## さつま町国民保護計画(案)へのご意見ご提言をお寄せください

町では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」に基づき、平成18年度中に、「さつま町国民保護計画書」を作成します。これは、武力攻撃事態などにおいて、国民の保護のための措置を迅速に実施するために作成するものです。主要な計画や指針を立案する過程で広く町民の皆さんのご意見・ご提言を募集します。

さつま町国民保護計画(案)の閲覧

- ・ 閲覧場所 本庁総務課及び町ホームページ
- ・ 閲覧期間 12月4日(月)～28日(木)  
ご意見・ご提言の提出
- ・ 提出期間 12月4日(月)～28日(木)
- ・ 提出方法 直接、郵送、ファックス、電子メール  
(住所・氏名・意見または提言を記入)
- ・ 提出・問合せ先 本庁総務課交通防災係(内線2215)  
FAX 0996-52-3514  
電子メール so-kotsu@satsuma-net.jp